

# ふるさと納税協会 ニュースレター

## 第6号

2023年11月16日発行

編集・発行：一般社団法人ふるさと納税協会  
住所：東京都千代田区平河町一丁目6番4号  
E-mail：info@furusatonouzei.or.jp

## 西脇 隆俊 京都府知事に聞く

### 全国初！ 「京都版市町村連携型ふるさと納税」で 市町村とWin-Winの関係を

第6号では西脇隆俊京都府知事にお話を伺いました。

西脇知事は、国土交通省、復興庁におられた時からふるさと納税制度への関心を持っておられ、ふるさと納税を活用した災害時の寄附の仕組みの普及にも尽力されてきました。

今号では、ふるさと納税における都道府県と市町村の関係に新たな一石を投じた「京都版市町村連携型ふるさと納税」について伺いました。



(西脇隆俊京都府知事プロフィール)

昭和49年3月 私立洛星高等学校卒業  
昭和54年3月 東京大学法学部卒業  
昭和54年4月 建設省入省  
昭和62年4月 山形県企画調整部総合交通課長  
平成13年1月 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長  
平成14年7月 国土交通省大臣官房広報課長  
平成18年7月 国土交通省大臣官房会計課長

平成20年7月 国土交通省道路局次長  
平成25年2月 国土交通省総合政策局長  
平成26年7月 国土交通省大臣官房長  
平成27年7月 国土交通省国土交通審議官  
平成28年6月 復興庁事務次官  
平成30年4月 京都府知事(1期目)  
令和4年4月 京都府知事(2期目)

(上野専務理事)

本年10月から、京都府において新たな「京都版市町村連携型ふるさと納税」の取組みがスタートしましたね。

(西脇知事)

これまで京都府では、文化財保護等の京都ならではの事業を掲げ、その事業を応援いただけの方から寄附をいただくという、いわゆるクラウドファンディング型の取組を進めてきましたが、これに追加して、今回新たに、返礼品の提供によるふるさと納税の募集を本格的に実施することとしました。

返礼品を市町村と連携して提供するという点、また、京都府がいただいた寄附金の半分を市町村に還元するという点で、京都独自のスキームです。

(上野専務理事)

寄附額を市町村とシェアするというのは斬新ですね。

今回、新たに京都府としてふるさと納税に本格的に取り組むこととされたのにはどのような背景があったのでしょうか。

(西脇知事)

最初のきっかけは、京都府内の首長から「京都府もふるさと納税にもっと積極的に何らかの役割を果たせないか」と言う声が上がったことでした。

京都府内には、26の市町村がありますが、返礼品の発信力が不足していたり、人手不足で担当職員が割けなかったりという理由で、ふるさと納税が思うように集まらない市町村が多くあります。

そのような中で、広域団体である京都府として「府域の均衡ある発展」を目指すためにも、ふるさと納税制度を活用して、制度の活用や取組にばらつきのある市町村への支援を強化することとしました。特にこれまであまり積極的にふるさと納税に取り組んでこられなかった地域において協力できることは多いのではないかと考えました。

もう1点は、昨年12月に新しい総合計画を作ったのですが、その計画に掲げた施策を進めるためには、やはり追加の財源が必要で、その一部を自ら確保する必要があるということです。本来財源確保のための仕組みではないことは重々承知していますが、その一方で、控除額が年々膨らんでいるという現実があります。

今後、コロナ禍の際のような国からの特例的な財源手当も見込み難い中で、あらゆる手段を尽くして、財源の確保を図らなければならぬ状況です。

また、コロナ禍を経て人ととの絆、交流の重要性が再認識されました。

ふるさと納税制度の活用により、地域の魅力の磨き上げや、地域の担い手と寄附者との交流促進等にも寄与することができるのではないかと期待しています。

(上野専務理事)

ふるさと納税は、制度上、都道府県と市町村との間に違いはないと思いますが、活用の面では市町村における取組みが先行しています。

これまで都道府県が後から制度利用に乗り出した結果、区域内の市町村と調整が難航するケースも見られました。

京都ではそのようなことはなかったのでしょうか。

(西脇知事)

これまで他の都道府県の事例も研究した上で、どのようにしたら府内市町村とWin-winの仕組みができるか考えました。まず、返礼品について、各市町村が取り扱う返礼品と同じものを京都府が取り扱う際には、必ず市町村の同意を得ることとしています。

供給量が少ないものなど、市町村単独で取り扱いたい返礼品を京都府に提供する必要はありません。

また、京都府が各地域を回って新たに発掘した地場産品は、その地域の市町村の返礼品としても活用いただきます。

そして、返礼品によって府が受け入れた寄附額については、経費をまとめて京都府が支出した上で、残った半分を府内市町村にお渡しします。

市町村は、これまでどおり、各団体それぞれの募集を行っていただきつつ、そこに京都府としての寄附募集が追加的に行われ、京都府が得た寄附額の半分を市町村に還元することで、市町村はこれまで以上の財源を獲得し、京都府としても新たな財源を得るという、両者がWin-winとなるように取組を進めていきたいと考えています。

また、府内市町村の取組の底上げや充実を図るために、京都のブランド力を活かしたプロモーションの実施や、事業者や市町村職員のスキルの向上を目指した交流会・研修会の開催などにも取り組んでいきたいと思っています。

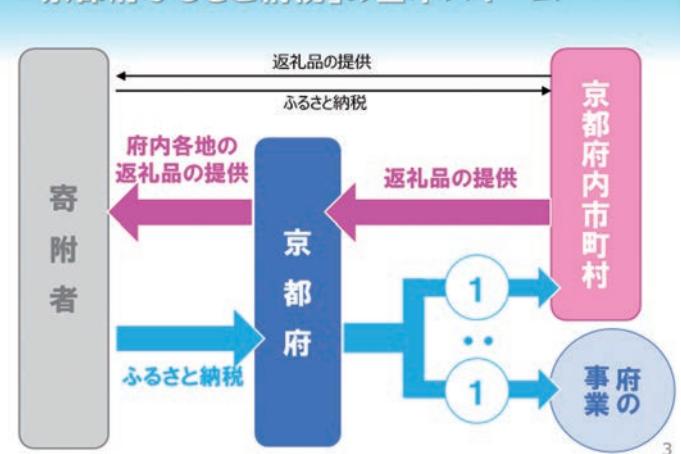
(上野専務理事)

市町村からの反応はいかがでしたか。

(西脇知事)

複数のレベルで京都府の取組の意図を丁寧にご説明し、いずれの自治体からも、取組みの趣旨をご理解いただいています。具体的に、返礼品の提供に関しては、京都市を除く府内全25市町村から同意をいただきました。

## 「京都府ふるさと納税」の基本スキーム



3

京都府内には、京都市域の外にも様々な魅力があり、そうした地域のことを「もうひとつの京都」としてPRしていますが、ふるさと納税制度も活用して「もうひとつの京都」をより一層PRしていきます。

府が受け取った寄附額の半分をお渡しするのも、この25市町村を対象とします。

京都市は、ふるさと納税を活用した取組が軌道に乗っており、既に全国トップレベルの寄附を受け入れているため、返礼品以外の部分での連携を行うこととします。

具体的には、ふるさと納税を活用した観光プロモーションを共同で行うことなどの相談を進めており、府市双方の寄附の受入額の増加に向けた取組を推進したいと考えています。

(上野専務理事)

小さな市町村ではなかなか地場産品の種類が少なく、返礼品の開発に苦労している自治体も多いと聞きます。広域団体ならではの返礼品も考えられるのではないでしょうか。

(西脇知事)

おっしゃるとおりです。

制度上、京都府域内全域の地場産品を返礼品として提供できるので、可能性は大いにあると思っています。

10月の新たな取組みのスタートの段階でも、広域団体ならではの市町村域をまたがる返礼品を用意しました。

例えば、京都府下の複数の自治体産の米や京野菜などの詰め合わせや、タクシーの京都府下周遊券などです。

こうした市町村域をまたがる返礼品の開発には時間をおこしますが、順次拡大していきたいと思っています。

(上野専務理事)

この10月から、国において告示の改正が行われ、募集費用や地場産品の基準について見直しが行われました。

京都府の新たな取組みが開始するタイミングが、こうした国における見直しと

同じタイミングだったのは何か意味があるのでしょうか。

(西脇知事)

それはたまたまです(笑)。

しかし、ふるさと納税制度は、制度に携わる方の立場の違いやどこに力点を置くかによって、様々な異なる意見が寄せられている制度です。本来の制度趣旨に沿って適正に運用されるために、時間の流れや地域経済の状況等に応じて、不断の見直しが行われて然るべきであり、今回の国における見直しもそのような趣旨だと理解しています。

京都府における取組みも、制度本来の趣旨を守りつつ、京都府と府内市町村とが力を合わせてこれまで以上に京都府の各地域の魅力を全国にPRするとともに、「寄附の集まる団体・集まらない団体の固定化」や、「同一都道府県内市町村における寄附の奪い合い」といった制度の抱える一部の課題の解決にも資するものであると考えています。

(上野専務理事)

「何かしなければ」という想いが形になったタイミングが、国と京都府とたまたま一緒だったということですね。

京都府の取組みがうまく軌道に乗れば、ふるさと納税制度の新たな可能性が拓がる気もします。

また、来年度以降、市町村への還元も行われることになると思うので、引き続き注目をさせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。



(2023年11月　京都府東京事務所にて)

## ●ふるさと納税協会の活動トピックス

●2023年6月15日、令和5年度定時総会を開催しました。

令和4年度決算、令和5年度事業計画・予算が滞りなく審議・承認されました。あかも二郎衆議院議員（元総務副大臣）、植田昌也総務省市町村税課長（当時）にご出席をいただき、また菅義偉顧問（前内閣総理大臣）からメッセージをいただきました。



●2023年8月7日、以下のテーマで研修・講演会を実施しました。

「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）及び告示の改正等について  
講師：総務省自治税務局市町村税課 阿久津悠太 係長

# 一般社団法人ふるさと納税協会の概要

## Ⅰ目的

本協会は、会員が運営するふるさと納税関連事業を通じて、ふるさと納税の振興及び制度に対する正しい理解の拡大・浸透・普及に努め、ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に貢献することを目的とする

## Ⅱ業務

- (1) 会員がふるさと納税関連事業を行うにあたり遵守すべき事項を定めたガイドラインの制定、運用、遵守状況の調査及び遵守するための助言
- (2) ふるさと納税の振興事業及びふるさと納税制度に対する正しい理解を促すための啓発活動
- (3) ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に資する政策提言、関係機関に対する意見・要望の提案
- (4) ふるさと納税制度の健全な発展や地域経済の活性化に関する各種調査・研究及びレポート作成並びに公開、勉強会の開催
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## Ⅲ会員種別

正会員(入会金・年会費、各100万円)、準会員(同10万円)、賛助会員(同1万円)

ふるさと納税関連事業を運営する法人(地方公共団体を含む)は、理事会の承認を得て入会することができます

## Ⅳ役員体制

顧問	菅 義偉 前内閣総理大臣
代表理事	川村 憲一(トラストバンク)
代表理事	青木 大介(さとふる)
代表理事	田村 裕二(楽天グループ)
副代表理事	加藤 秀樹(アイモバイル)
専務理事	上野 雄介(トラストバンク)
理事	山田 健介(レッドホースコーポレーション)
監事	永井 大介(JTB)

## Ⅴ会員名簿 (2023年11月16日現在、計40社)

### 【正会員】7社

株式会社トラストバンク  
株式会社さとふる  
楽天グループ株式会社  
株式会社アイモバイル  
レッドホースコーポレーション株式会社  
株式会社JTB  
東日本旅客鉄道株式会社

### 【準会員】24社

株式会社サイバーレコード  
株式会社シフトセブンコンサルティング  
株式会社MLJ  
株式会社エッグ  
株式会社フューチャーリンクネットワーク  
auコマース＆ライフ株式会社  
LR株式会社  
株式会社Souplesse  
株式会社新朝ブレス  
株式会社エスツー  
ANAあきんど株式会社  
カメイ株式会社  
株式会社JALUX

### 【賛助会員】9社

株式会社ラクセスイノベーション  
有限会社久松  
株式会社クレディセゾン  
未来創造株式会社  
株式会社オールアバウトライフマーケティング  
株式会社フロムゼロ  
株式会社パンクチュアル  
株式会社さちふる  
株式会社ワイルドリブン  
株式会社マイナビ  
株式会社ヒダカラ



## 入会のご案内

入会は随時受け付けております

お問い合わせは [info@furusatonouzei.or.jp](mailto:info@furusatonouzei.or.jp) まで